

特別管理産業廃棄物処分業許可証



住所 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
氏名 三重中央開発株式会社
代表取締役 平井 俊文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見勝之



許可の年月日 令和4年7月1日

許可の有効年月日 令和11年6月30日

1 事業の範囲

【中間処理】

焼却：引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性廃棄物、特定有害廃油（トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。）、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、有機リン化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、フェルム、シジウム、イソプロピルアルコール、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、有機リン化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、フェルム、シジウム、イソプロピルアルコール、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ（水銀又はその化合物、有機リン化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、フェルム、シジウム、イソプロピルアルコール、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。） 以上76種類

焼成（焙焼）：特定有害燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。）、特定有害汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、フェルム、シジウム、イソプロピルアルコール、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。）、特定有害銻さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。） 以上40種類

溶融焼却：引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）、ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）、特定有害銻さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。）、特定有害燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害廃油（トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。）、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、フェルム、シジウム、イソプロピルアルコール、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、フェルム、シジウム、イソプロピルアルコール、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、フェルム、シジウム、イソプロピルアルコール、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。） 以上107種類

混練（不溶化）：特定有害銻さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。）、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、フェルム、シジウム、イソプロピルアルコール、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、フェルム、シジウム、イソプロピルアルコール、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、フェルム、シジウム、イソプロピルアルコール、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。） 以上35種類

【最終処分】

埋立：特定有害廃石綿等 以上1種類

※低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の2第5項第1号イ及びロ並びに第12条の7第5項第1号に規定する環境大臣が定める産業廃棄物」（令和元年12月20日環境省告示第35号）のことをいう。

2 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3 許可の条件 なし

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

(裏面)

4	許可の更新又は変更の状況	平成9年8月14日	変更許可	平成10年7月1日	更新許可
	平成5年7月1日	新規許可		平成15年7月1日	更新許可
	平成11年9月3日	変更許可		平成17年4月18日	変更許可
	平成16年6月28日	変更許可		平成20年7月1日	更新許可
	平成17年12月27日	変更許可		平成24年4月12日	優良確認
	平成20年9月18日	変更許可			
	平成25年6月1日	変更許可			
	平成27年7月1日	更新許可及び優良認定		平成28年7月26日	変更許可
	令和5年12月28日	施設の変更届による書換	令和6年4月8日	施設の変更届による書換	
5	規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無	無			

事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
焼却	三重県伊賀市予野字鉢屋 4853-14,4853-15	H10. 3.23	130 t/日(24h)	H9. 3.11	上保環 第95号
焼却	三重県伊賀市予野字鉢屋4713-1, 10611-1,10611-2,10613-1,10614-1,10616-1, 10616-3,10617-1,10618-1,10621-1,10624-1, 10625,10626-1	H25. 9.13	213 t/日(24h)	H23. 3.25	賀農環 第3064-4号
焼却		H25. 9.13	213 t/日(24h)	H23. 3.25	賀農環 第3064-5号
焼成(焙焼)	以上13筆	H25. 9.13	187 t/日(24h)	H23. 3.25	賀農環 第3064-8号
焼成(焙焼)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4631-1,4701-1,4701-10,4704-1,4606, 4706,4713-1,4704-2,4700-1,4711-1, 4702-3,4711,4621,4631-3	H13. 7.25	備考1 200 t/日(24h)	-	-
熔融焼却	三重県伊賀市予野字鉢屋 4631-1,4701-1,4701-10,4704-1,4621, 4631-3,4700-1,4702-3,4704-2	H28. 7. 5	4.75 t/日(24h)	H28. 7. 4	27環生 第18-22-2号
混練 (不溶化)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4542-4,4690	H20. 3.27	400 t/日(16h)	-	-
最終処分場 (管理型)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4606 他71筆 三重県伊賀市予野字高塚 3496-1,3496-3 三重県伊賀市予野字塔ノ木 4353 他24筆 三重県伊賀市予野字奥アマミ 10691-1,10691-4,10697-7 以上102筆	H 5. 7. 1	埋立面積 361,711 m ² 埋立容量 12,807,077 m ³	R元.12.24 変更許可	環生 第18-23号

備考1: 取扱品目は、特定有害燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害ばいじん(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害汚泥(無機性汚泥に限る。カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。) 以上19種

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、
その他の用途による使用は無効とする。